

1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂で火災が発生し、壁画が焼損したことから、毎年この日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火運動が全国的に実施されます。

市消防本部でも、大切な財産である文化財を火災や地震などの災害から守り、市民の皆さんの文化財保護と防火意識の高揚を図るため、重要文化財の消防訓練を実施します。



とき 1月26日(金)、午前10時30分～

ところ 龍泉寺

問い合わせ 市消防本部警備救急課 (☎(23)1125)

防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、消防長への届け出が必要です。

市消防本部では、この資格を付与するための講習会を実施します。

とき 2月22日(木)、23日(金)、午前9時～午後4時ごろ(全2回)

ところ 市消防本部

定員 80人

受講料 1450円

申し込み 1月15日(月)から、市消防本部予防課で配布する申込書に必要事項を記入し、1月19日(金)までに、同課(☎(23)1124)へ(申し込み先着順、電話申し込み不可)

自主防災組織を結成しましょう

大規模災害が発生した場合、一人の力では限界があります。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。

災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 (☎(23)1125)

消防出初式



1月7日(日)、
午前10時～

新春行事の出初め式は、明暦3年(1657年)の明暦の大火を契機として、1659年に老中稲葉伊予守正則が定火消4隊を率いて上野東照宮前で出初めをし、氣勢を上げたことが起源となつています。

当時、焦土の中にあつて苦しい復興作業に絶望的な状態にあつた江戸市民に、大きな希望を与えました。

これが次第に儀式化され恒例の行事となり、今日の出初め式に受け継がれていま

市消防本部でも、はしご車や救急車、市内14消防分団の消防車両、重機隊などが参加し、「消防出初式」を実施します。

市民の皆さんもお誘い合わせの上、ぜひご覧ください。

とき 1月7日(日)、午前10時～(小雨決行)

ところ 石川河川敷川西グラウンド

問い合わせ 市消防本部消防総務課 (☎(23)1123)



「南部大阪都市計画 伝統的建造物群保存地区」 の変更に係る案の縦覧

伝統的建造物群保存地区とは、歴史的な町並みの保存を図るために指定するもので、現在は、富田林寺内町の一部を同地区に指定しています。

本市では、歴史的な町並みの保存をより一層推進するため、富田林寺内町全域への同地区の指定拡大に取り組んでいます。

このたび、「南部大阪都市計画伝統的建造物群保存地区」の変更に付いて、次のとおり案の縦覧を実施します。

なお、市内在住の人および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができず。

縦覧期間 1月18日(木)～31日(水)

縦覧場所 市役所5階文化財課

※市ウェブサイトの各課のページ「文化財課」からもご覧いただけます。

意見書の提出期限 1月31日(水)まで

※意見書の提出方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 文化財課(内線508)





婚活パーティー

本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていただくとともに、将来結婚された際には、優良な居住環境の下で安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるため、本市主催の婚活パーティーを平成29年度中に5回開催します。

このたび、第5回目のパーティーと台風の影響により延期となった第2回目のパーティーを次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

①第5回「伝統的な街並みのじないまちで愛のシャッターを押そう!カメラ婚活」
 とき 2月4日(日)、午前11時30分〜受け付け
 ところ じないまち交流館
 および富田林寺内町
定員 男女各20人程度
参加費 男性3000円、女性1000円
②第2回(延期分)「星空に願いを〜プラネタリウム婚活inすばるホール」
 とき 2月24日(土)、午後4時〜受け付け
 ところ すばるホール

定員 男女各20人程度
参加費 男性4000円、女性1000円

※対象者は、いずれも結婚を真剣に考える20歳からおむね40歳までの人。

申し込み いずれも1月9日(火)、午前11時〜、(株)エクシオジャパン(受託事業者) ☎050(5531)9451へ(申し込み先着順)

※必ず参加者本人が申し込んでください。

※(株)エクシオジャパン申し込み専用ホームページ①は https://www.exeo-jap.co.jp/ex_special/180204_tondabayashi/ ②は https://www.exeo-jap.co.jp/ex_special/180224_tondabayashi/ から申し込みできます。

※電話で申し込み場合は、まず「富田林市の婚活パーティー」の申し込みである旨をお伝えください。

※その他詳しくは、(株)エクシオジャパンホームページ <https://www.exeo-jap.co.jp/> をご覧ください。

※事業に関するお問い合わせは都市魅力創生課(内線420)へ。

第2回

市産学官連携交流会を開催します

新事業開発セミナーの案内や補助金の紹介、国の施策、新たな技術動向などの情報交換を通じ、市内のもの

のづくり企業の交流を深めるとともに、地域の経済活性化を図るため、「市産学官連携交流会」を開催します。

とき 2月15日(木)、午後4時〜6時30分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 ①第1部Ⅱ講演会(午後4時〜5時30分)、②第2部Ⅱ立食形式での懇親会・名刺交換会(午後5時30分〜6時30分)

※第1部、第2部のみの参加可。

定員 各50人

参加費 ①無料、②1500円

申し込み 商工観光課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、1月6日(土)、ファクスまたはEメールで、府立大学地域連携研究機構URAセンター ura@osakafu-u.ac.jpへ(申し込み先着順)

※申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「商工観光課」からダウンロードもできます。

問い合わせ 同センター ☎072(254)9128

四季雑感

富田林市長 多田 利喜



平成30年の年頭にあたり、新春を寿ぎますとともに、皆さまのご健勝をお祈り申し上げます。

昨年11月に「地方自治法施行70周年記念式典」が総務省の主催により、東京国際フォーラムにて、天皇皇后両陛下ご臨席のもと盛大に開催され、本市が総務大臣表彰を受賞しました。

今日まで取り組んできた各種事業、とりわけ「PFI方式による市設置型浄化槽整備事業」、「富田林寺内町を核とした行政、住民が一体となったまちづくり事業(富田林駅南広場の整備など)」、「保育士による家庭訪問事業」の3事業が高く評価されたもので、府内全市町村の中で本市を含め3市が受賞となったところです。

当日、来賓として安倍内閣総理大臣をはじめ、衆参両院議長、最高裁判所長官の祝辞があり、厳肅な雰囲気のもとで式典が挙行されました。

これは10年に一度の式典であり、このたびの栄えある受賞を大変喜ばしいことと受けとめています。これもひとえに、日頃からご理解、ご支援をいただいている市民の皆さまのおかげであり、また業務に携わる職員の努力の賜物と感謝しています。

新年を迎え、これを期に、一層市政の発展に努力してまいりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ		1月4日(木)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(祝)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月29日(金)まで、年始は1月5日(金)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月30日(土)まで、年始は1月6日(土)から				
粗大ごみ		1月4日(木)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(祝)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ カン・ビン、ペットボトル、 プラスチック製容器包装、 牛乳パックなど		1月4日(木)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(祝)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
	収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行	旭ヶ丘町、粟ヶ池町、梅の里、川面町、喜志町(大字含む)、喜志新家町、木戸山町	1/3(祝)→12/30(土)				
	嬉、彼方、寿町		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	川向町		1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)		
	甘南備、久野喜台		1/3(祝)→1/10(祝)	1/3(祝)→1/10(祝)		
	甲田	1/3(祝)→12/30(土)	1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)		
	向陽台				1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)
	小金台				1/3(祝)→1/10(祝)	1/3(祝)→1/10(祝)
	金剛錦織台、金剛伏山台	1/1(祝)→12/29(金)				
	西条町、桜井町、通法寺町	1/3(祝)→12/30(土)				
	桜ヶ丘町、新家一丁目	1/3(祝)→12/30(土)	1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)		
サ・タ行	佐備、寺池台一丁目		1/3(祝)→1/10(祝)	1/3(祝)→1/10(祝)		
	清水町				1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)
	昭和町		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	新家二丁目、常盤町		1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)		
	新堂(PLのみ)	1/2(祝)→12/26(祝)				
	高辺台				1/3(祝)→1/10(祝)	
	谷川町、富田林町				1/2(祝)→1/9(祝)	
	津々山台				1/3(祝)→1/10(祝)	1/3(祝)→1/10(祝)
	寺池台二～四丁目	1/1(祝)→12/29(金)				
	中野町(大字含む)、中野町東				1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)
ナ・ハ行	中野町西	1/3(祝)→12/30(土)			1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)
	楠風台		1/3(祝)→1/10(祝)	1/3(祝)→1/10(祝)		
	西板持町、東板持町		1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)		
	錦ヶ丘町	1/3(祝)→12/30(土)	1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	平町	1/3(祝)→12/30(土)				
	藤沢台				1/1(祝)→1/8(祝)	
	伏見堂、不動ヶ丘町、富美ヶ丘町		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	本町				1/2(祝)→1/9(祝)	
	南旭ヶ丘町、宮町	1/3(祝)→12/30(土)				
	宮甲田町	1/3(祝)→12/30(土)	1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)		
マ・ヤ・ラ・ワ行	美山台				1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)
	山手町、龍泉		1/3(祝)→1/10(祝)	1/3(祝)→1/10(祝)		
	横山、若松町西		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	若松町一丁目	1/3(祝)→12/30(土)			1/2(祝)→1/9(祝)	
	若松町二～五丁目				1/2(祝)→1/9(祝)	
	若松町東				1/2(祝)→1/9(祝)	1/2(祝)→1/9(祝)

年末年始のごみ・し尿収集日
 ごみは、年末が12月30日(土)まで、
 年始は1月4日(木)から通常どおり収集します

問い合わせ 衛生課
 (内線144～146)

年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」に掲載しています。
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/27(祝)、1/12(金)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	1/9(祝)
	旭ヶ丘町	1/6(土)		中野町	1/5(金)
	嬉(桜ヶ丘)、彼方	12/25(月)、1/11(木)		中野町西	12/26(祝)、1/10(祝)
	嬉(桜ヶ丘除く)、喜志新家町	1/10(祝)		西板持町(柏木住宅)	1/6(土)
	上佐備、甘南備	1/9(祝)		西板持町(柏木住宅除く)	1/5(金)、6(土)
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	1/4(木)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/30(土)、1/17(祝)
	川向町、寿町(青山台除く)	1/5(金)		錦織(大字)、伏山(聖ヶ丘含む)	12/27(祝)、1/13(土)
	甲田(北甲田含む)	12/26(祝)、1/9(祝)		錦織北	12/26(祝)、1/9(祝)
	寿町(青山台)	12/26(祝)、30(土)、1/10(祝)		錦織中・東(笹原町含む)・南、伏見堂(青山台)	12/26(祝)、1/12(金)
	西条町、桜井町、通法寺町、常盤町(国道筋除く)	1/4(木)		平町	1/11(木)
サ・タ行	桜ヶ丘町	12/25(月)、1/9(祝)	伏見堂(青山台除く)	1/10(祝)	
	下佐備、廿山	1/9(祝)	別井	1/4(木)	
	昭和町	12/29(金)、1/15(月)	本町	12/27(祝)、1/12(金)	
	新家	12/27(祝)、1/12(金)	南大伴町	1/6(土)	
	須賀(大字含む)	12/27(祝)、1/13(土)	宮甲田町	12/27(祝)、1/12(金)	
	谷川町	1/5(金)	宮町	12/29(金)、30(土)、1/4(木)	
	常盤町(国道筋)	12/25(月)、1/6(土)、8(祝)、9(祝)	山中田町	1/5(金)	
	富田林町	12/29(金)、1/6(土)	横山	12/25(月)、1/11(木)	
			龍泉	1/9(祝)	
			若松町	1/4(木)、5(金)	
		若松町西	12/26(祝)、1/10(祝)		
		藤野ミゼット車収集地区	1/4(木)		
		阪南ミゼット車収集地区	12/27(祝)、1/12(金)		

○印は業務日

施設名など	とき	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	1 (祝)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)	6 (土)
市役所・金剛連絡所		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
市役所日曜窓口		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
休日急病診療 ※1		-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-
富田林病院（外来診療）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
保健センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
水道お客様センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
人権文化センター・児童館		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
Top'ic（きらめき創造館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
すばるホール ※2		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
レインボーホール（市民会館）※3		○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
総合福祉会館（社会福祉協議会）※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※5		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※6		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
にこここ市場		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※7		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
きらめきファクトリー		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○

年末年始の 業務案内

**※市役所の業務は、
年末が12月28日(木)まで、
年始は1月4日(木)からです。**

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月28日(木)、1月4日(木)は午後5時30分で閉館します。

※3 12月28日(木)は浴場の利用はできません。

※4・※5 12月28日(木)、1月4日(木)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(金)～1月3日(水)は面会できませんが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7 12月29日(金)～1月3日(水)も墓参りはできます。

本人通知制度が変わります

**登録期間が5年間から無期限になり
通知する内容も詳しくなります**

同制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知する制度です。これにより住民票の写しなどの不正請求の早期発見や抑制につながる事が期待できます。

このたび、登録期間を5年間から無期限に変更するとともに、通知する内容を充実させ、手数料が必要な事実証明書を廃止します。この機会にぜひ登録ください。

※平成30年1月1日時点で登録中の人は、自動的に無期限に変更します。期限が切れている人は、再度登録をしてください。

※同制度は、代理人や第三者が住民票の写しなどを取得できないようにする制度ではありません。

登録できる人 本市の住民基本台帳に記録されている人、または戸籍に記載されている人

登録期間 無期限
※一部、更新が必要な場合があります。

登録方法 運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参し、市民窓口へ（代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です）

通知内容 住民票の写しなどの種別、交付日、交付枚数（代理人に交付した場合、代理人の住所、氏名）

問い合わせ 市民窓口課
（内線131、132）

マイナンバーカード の日曜交付



同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 1月7日(日)、2月4日(日)、午前9時～正午
ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）
※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課
（内線131、132）

地域ぐるみで防災対策を！

- 毎年1月17日は防災とボランティアの日
- 1月15日～21日は防災とボランティア週間です

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことから、「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア週間」が定められています。

皆さんも、この機会に防災への認識と日頃の備えを十分におきましよう。お問い合わせ 危機管理室 (内線9503)



昨年の台風第21号により発生した土砂災害現場での日本青年会議所近畿地区大阪ブロック協議会の皆さんによるボランティア活動の様子

公開講座「楽しく知ろう！防災・減災は家庭・地域づくりから」

町総代会では、防災対策に役立つ同講座を開催します。とき 2月4日(日)、午後1時30分～3時30分
ところ Toppic(きらめき創造館) 2階グループ活動室A・B
※Toppicには駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用く

ださい。

定員 1000人(当日、直接会場へ)

受講料 無料

講師 岡本 裕紀子さん(防災士)

持ち物 上履き

問い合わせ 市民協働課内

町総代会事務局(内線469、470)

1月9日(火)から

病児保育がより便利に！

- 当日予約の受け付けを開始
- 保育時間と前日までの予約の受付時間を拡大

本市では、保護者が仕事などで家庭での保育が困難な場合に、小学6年生までの病気のお子さんを専用スペースで一時的に保育する「病児保育事業」を実施しています。

これまで同事業を利用するには、前日予約が必要でしたが、1月9日(火)から、当日予約を受け付ける他、保育時間と前日までの予約の受付時間も拡大します。また、前日までに利用予

外国人市民のための防災訓練

外国人市民から「地震が不安だ」「地震がきたらどうしたらいいか」という話をよく聞きます。

この訓練では、通報(火事やけがの時に119番で消防署に電話します)・避難(安全な所へ逃げます)・消火(火を消します)の練習をします。また、非常食(災害の時に食べるもの)の試食もします。

とき 2月10日(土) 午前9時15分～午後1時

内容 ①お話「地震がきたらどうするか」(午前9時15分～10時30分)、②通報・AED・避難・消火訓練(午前10時30分～正午)、③非常食などの試食(正午～午後1時)

※①②は市消防本部、③はNPO法人とんだばやし国際交流協会で開催。

対象者 南河内在住の外国人など 定員 40人 参加費 無料

申し込み 1月9日(火)～、NPO法人とんだばやし国際交流協会(☎24)2622)へ(申し込み先着順)

※通訳が必要な人は、1月23日(火)までに予約してください(ただし、言語によっては、通訳が用意できない場合もあります)。

約をし、かかりつけ医の意見書をお持ちの場合は、富田林病院での当日診察なしでご利用いただけるようになります。

なお、利用にあたっては、事前登録が必要です。

実施施設 富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」

保育時間 月～金曜日の午前8時30分～午後6時(祝日、年末年始は除く)

定員 1日あたり最大4人

利用期間 1回につき最長1週間

利用予約の受け付け

・前日までの予約 月～金曜日の午前8時30分～午後5時45分(祝日、年末年始は除く)

・当日予約 午前8時30分～9時30分

事前登録 こども未来室または利用中の市内保育所・児童クラブへ(郵送不可)

※登録用紙はこども未来室、または市内保育所・児童クラブなどで配布します。

※対象者や利用方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、子育て応援サイト「TonTon」(<http://ton-ton.jp>)をご覧ください(登録用紙のダウンロードもできます)。

問い合わせ こども未来室(内線296)

パブリックコメントを実施します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や計画などを立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮し、市として意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。今回、意見を募集するのは次のとおりです。

①市公共施設再配置計画（前期）（素案）

平成28年3月に策定した「市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の最適配置を実現し、適正に管理していくための行動計画として「市公共施設再配置計画（前期）」の素案をまとめました。

②市空き家等対策計画（素案）

近年、人口減少や高齢単身者の増加、建物の老朽化、居住ニーズの多様化などを背景として、全国的に空き家が増加傾向にあります。また、適正に管理されていない空き家が原因となり、生活環境、公衆衛生、景観の悪化を招いている事例が問題となっています。

このため、本市では、市内の空き家などの現状や課題を踏まえ、本市における空き家等対策を総合的かつ効率的に推進するため、空き家等対策の基礎となるものとして「市空き家等対策計画」の素案をまとめました。

③市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（素案）

「高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」とは、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らしていくことを目的に策定する計画です。

同計画では、平成30～32年度の高齢者施策の総合的な推進と3カ年の介護サービス量などの推計に基づく介護保険事業をまとめました。

④第4次市障がい者計画（素案）

「第4次市障がい者計画」とは、「障害者基本法」に基づき、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

同計画では、平成30～38年度の障がい者施策をまとめました。

⑤第5期市障がい福祉計画・第1期市障がい児福祉計画（素案）

「第5期市障がい福祉計画・第1期市障がい児福祉計画」とは、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づき、必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援ならびに相談支援などが、地域において計画的に提供されるよう策定する計画です。

同計画では、平成30～32年度の障がい福祉施策をまとめました。

⑥第2次市子ども読書活動推進計画（素案）

「市子ども読書活動推進計画」とは、全ての子どもがあらゆる機会、場所において自主的に読書活動ができるような環境整備の推進を目的に策定する計画です。

同計画では、平成30～34年度の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みをまとめました。



◇意見などの募集期間 いずれも1月4日(木)～31日(火)

◇素案の閲覧方法 いずれも1月4日(木)～、市役所（情報公開課および①は行政管理課、②は住宅政策課、③は高齢介護課、④⑤は障がい福祉課）、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、Topic（きらめき創造館）、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイトの市役所のご案内「パブリックコメント」でご覧いただけます

◇意見などの提出方法 いずれも1月31日(火)（消印有効）までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで①は☎584-8511市役所行政管理課（FAX(25)9037・Eメールg-kanri@city.tondabayashi.lg.jp）、②は☎584-8511市役所住宅政策課（FAX(24)0269・Eメールjyutaku@city.tondabayashi.lg.jp）、③は☎584-8511市役所高齢介護課（FAX(20)2113・Eメールkaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp）、④⑤は☎584-8511市役所障がい福祉課（FAX(25)3123・Eメールfukushi@city.tondabayashi.lg.jp）、⑥は☎584-0093本町16の28 中央図書館、または☎584-0072高辺台二丁目1の2 金剛図書館（FAX(29)5900・Eメールkongo-library@city.tondabayashi.lg.jp）へ

※直接持参可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

問い合わせ ①行政管理課（内線327）、②住宅政策課（内線436）、③高齢介護課（内線175）、④⑤障がい福祉課（内線192）、⑥中央図書館（☎(25)4921）

税制が改正されます

■平成30年度から

○給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の見直しを実施され、給与所得控除の上限額が適用される給与収入と控除の上限額が右表のとおり段階的に引き下げられることとなりました。

	29年度 (28年分)	30年度 (29年分)
上限額が適用される給与収入	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

○セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

平成28年度の税制改正により、健康の維持増進および疫病の予防など「一定の取組」をしている個人が、29年1月1日から33年12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者やその他親族に係る「スイッチOTC医薬品（要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）」の購入費を年間1万2000円を超えて支払った場合には、1万2000円を超える額（控除限度額8万8000円）を所得控除できる特例が創設されることとなりました。

○医療費控除の明細書添付義務化

平成29年度の税制改正により、医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のいずれかの適用を受ける人は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととなりました。
※経過措置として、29～31年分の所得税の確定申告、30～32年度の個人住民税の申告については、医療費などの領収書を添付または提示することで医療費控除の適用を受けることができます。

■平成31年度（30年分）から

○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度の税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除が見直され、配偶者控除・配偶者特別控除の額が下表のとおり改正されることとなりました。
※個人住民税の適用は31年度（30年分）から、所得税の適用は30年からになります。

■配偶者控除および配偶者特別控除の控除額 ※()は所得税控除額

		納税義務者の合計所得金額 〔給与収入金額の場合〕			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金額
		900万円以下 (1120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1120万円超 1170万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1170万円超 1220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	103万円以下
	老人控除 対象配偶者	38(48)万円	26(32)万円	13(16)万円	
配偶者の 合計所得金額 配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	103万円超 150万円以下
	85万円超 90万円以下	33(36)万円	22(24)万円	11(12)万円	150万円超 155万円以下
	90万円超 95万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	155万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	160万円超 166万7999円以下
	100万円超 105万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	166万7999円超 175万1999円以下
	105万円超 110万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	175万1999円超 183万1999円以下
	110万円超 115万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	183万1999円超 190万3999円以下
	115万円超 120万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	190万3999円超 197万1999円以下
	120万円超 123万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	197万1999円超 201万5999円以下
	123万円超	0(0)万円	0(0)万円	0(0)万円	201万5999円超

※納税義務者の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることができません。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

府では、宅地建物取引の場における同和地区への差別や、入居差別などをなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組みんでいます。
本市においても、同指導員制度の運営に協力していきます。
同指導員がいる宅地建物取引業者は、従業員に対して人権に関する教育や啓発をし、人権意識の高揚に取り組んでいます。
また、事務所にステッカーを掲示しています。
お問い合わせ 府建築振興課
（☎06（6941）0351（内線3083））



ご存じですか
宅地建物取引業
人権推進指導員制度

ボートレースの収益金は 市のさまざまな事業に役立てられています

本市を含む府内16市で構成されている「大阪府都市競艇企業団」は昭和27年に設立され、同企業団主催のボートレースを実施しています。

当初は戦災からの復興の

財源確保を目的に、大阪狭山市にある狭山池においてボートレースを開催していましたが、干ばつなどのため、昭和31年より現在の大阪市住之江区に移転されました。

全てのレースの売上金の内、75%がレースに投票したの中者へ払い戻しされます。残りの25%からモーターボート競争法で定められている法定経費やボートレース場の賃借料、人件費などを差し引いた金額が収益金の一部（配分金）として、同企業団の構成市に配分されています。

「地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰」 を受賞しました

11月20日に総務省が開催した「地方自治法施行70周年記念式典」において、本市が創意工夫により取り組んだ以下の施策が、地方自治の充実発展に寄与したとして、総務大臣表彰（団体表彰）を受賞しました。

- ①民間活力を導入し、先進的な生活排水処理に取り組んだ、「PFI方式による市設置型浄化槽整備事業」
- ②富田林駅南広場の整備や、空き家、空き店舗の利活用、集客イベントによる情報発信など、「富田林寺内町を核とした、行政と住民が一体となったまちづくり事業」
- ③育児の悩み相談など、子育て世代を応援する、「保育士による家庭訪問事業」

今後も、市民の皆さまとともに、本市の一層の発展に向けて取り組んでまいります。

問い合わせ 秘書課（内線311、312）

過去5年間の配分金

年度	本市配分金
平成24年度	3254万2413円
平成25年度	6026万3788円
平成26年度	5623万4704円
平成27年度	3626万8200円
平成28年度	8366万8126円

その貴重な財源は、教育施設や福祉施設などさまざまな公共施設の整備に充てるための基金への積み立てなどに活用しています。

問い合わせ 商工観光課
(内線480)

広報とんだばやしをスマホで読もう！

～無料アプリ  マチイロで1月号から配信開始～

自治体の広報誌などを配信する無料アプリ「マチイロ」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で、「広報とんだばやし」をいつでもどこでも手軽に読むことができるようになりました。

■「マチイロ」の主な特徴

- ・市ウェブサイトへ接続しなくても、アプリで広報誌を読むことができます。
- ・最新号が発行されると、アプリを通じてお知らせします。
- ・表示画面をスワイプ（指で画面をなぞる操作）することで簡単にページめくりができます。



・表示画面をピンチ（2本の指で画面を広げる操作）で拡大・縮小できるので、文字や画像を読みやすいサイズにすることができます。

・スクラップ機能があり、気になる記事はメール添付やSNSの投稿などに利用できます。

■「マチイロ」の利用方法

①右記QRコードを読み取るか、App StoreもしくはGoogle Playで「マチイロ」と検索し、アプリをダウンロードしてください。



②アプリを起動し、簡単な個人設定をしてください。

※アプリのダウンロードおよび利用は無料ですが、通信費は利用者負担となります。

※アプリ内に広告が表示されますが、市とは関係ありません。

問い合わせ 情報公開課（内線326）



高齢者の 交通事故防止

府下の交通死亡事故の件数は年々減少しているものの、高齢者の占める割合は全体の約半分となっており、交通事故に遭わないために、日頃から十分注意しましょう。

◇歩行中の事故

信号無視や道路の斜め横断など危険な横断が原因の事故が多くなっています。道路の斜め横断は、道路を歩く距離が長くなり大変危険です。

道路を横断するときは、信号機のある横断歩道を渡るようにし、横断する前は、必ず立ち止まって左右の安全確認をしましょう。

◇運転中の事故

アクセルとブレーキの踏み間違いなど「運転操作不適」による事故が近年急増しています。

運転するときは、いつも以上に安全確認をしましょう。また、道路

交通法の改正や交通ルールを知るためにも交通安全講習を受講する



ようにし、高齢者マークの表示も検討しましょう。

ドライバーの皆さんは、高齢者の運転に配慮し、自転車利用者や歩いている高齢者を見掛けたら、減速や一時停止をするなど、高齢者に思いやりのある運転を心掛けましょう。

問い合わせ 道路交通課 (内線416)

ぼかし剤購入補助金の申請は 1月から2月まで

本市では、家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみぼかしあえ容器用のぼかし剤を購入された世帯に補助金を交付しています。



ただし、米ぬかなどの原

同補助金の申請を1月4日(木)から2月28日(水)まで受け付けます。

※補助は一世帯につき年間16個まで、平成29年中に購入したぼかし剤が対象です。

対象者 市内に住所を有し、かつ生ごみぼかしあえ容器を使用している世帯

補助金額 ぼかし剤購入価格(消費税などは除く)の2分の1の額(10円未満は切り捨て)

※購入店のポイントなどを利用し、割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が購入価格となります。

申請に必要なもの ①レシート、領収書または購入店発行の販売証明書(原本)、②振込先と口座番号の分かるもの、③印鑑(認め印)

※申請者、領収書(販売証明書)の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限りです。

問い合わせ 衛生課 (内線1445146)

「納税通知書」および「国民健康保険料決定通知書」の送付用封筒に掲載する広告を募集します

本市では、財源の確保に努めるため、同封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

封筒使用期間 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

広告の規格 縦6㍉×横8㍉

封筒の種類・印刷予定枚数・一斉送付時期

《納税通知書》

- ①固定資産税用、4万4000枚、5月上旬
 - ②市・府民税用、3万5000枚、6月上旬
 - ③軽自動車税用、3万1000枚、5月上旬
- ※一斉送付時期以外にも、随時使用する場合があります。
- ※最低申込金額は①4万4000円、②3万5000円、③3万1000円です。広告掲載の基準を満たしており、①②③の順で申込金額が最も高い広告主に決定します。この順で先に決定した者は、他の封筒の広告主にはなれません。ただし、他に申込者がいない場合、この限りではありません。

《国民健康保険料決定通知書》

- ①本決定通知書用、1万8000枚、6月中旬
 - ②保険証用、1万8000枚、10月中旬
- ※最低申込金額はいずれも1万8000円です。広告掲載の基準を満たしており、申込金額が最も高い広告主に決定します。

申し込み 納税通知書は課税課(内線110)、国民健康保険料決定通知書は保険年金課(内線150)でそれぞれ配布する封筒広告募集要項をご覧の上、封筒広告掲載申込書に必要事項を記入し、いずれも1月4日(木)～31日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、それぞれの課へ(いずれも郵送可、必着)

※要項、申込書は市ウェブサイトの各課のページ「課税課」または「保険年金課」からそれぞれダウンロードできます。

※広告掲載ができない業種・内容もありますので、詳しくはそれぞれの要項を参照ください。

■市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン		簡易プラン			
自宅または集会所などで葬儀される場合	富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合	19万8000円			
大人	28万円			大人	26万円
小人	27万7000円			小人	25万7000円

■富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時まで (和室は翌日午後3時まで)。	5万円	
霊安室使用料 ※24時間まで。	3000円	
火葬室使用料	大人	1万円
	小人	6000円
	死産児	4000円

市営葬儀のご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください(市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」からダウンロードもできます)。
対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合
市営葬儀指定業者
 ○(株)安楽社(甲田二丁目9の10) ☎(25) 0042
 ○(有)公栄社(富田林町24の4) ☎(23) 2064
 ○(株)花仙葬祭(富田林町24の17) ☎(23) 2238
 ○(株)花安(富田林町18の19) ☎(23) 6526

申し込み 左記の「市営葬儀指定業者」の中から選択し、標準プランか簡易プランのいずれかを選び、直接申し込みください。
 ※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。
問い合わせ 衛生課(内線143、147)



クリスマスや年末年始などのイベント続きで、体重が気になっていませんか。近年、健康維持、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病予防対策として、自分で体重を定期的に測定し、体重維持・減少に向けて日頃から取り組むことが重要といわれています。

健康維持に取り組むならまずは体重測定から！「体重チェック記録表」が市ウェブサイトから無料でダウンロードできます



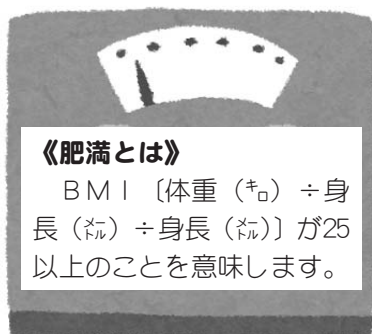
本市が策定した、「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」によると、「20～60歳男性肥満者」は34・7割、「40～60歳女性肥満者」は12・3割と、目標値である男性28割以下、女性10割以下に届いていないのが現状です。

市ウェブサイト各課のページ「健康づくり推進課(保健センターの事業案内)」から「体重チェック記録表(A4・A3サイズ)」を無料でダウンロードできますので、今後の体重管理や健康維持にお役立てください。

■注意事項

- ・医療機関に受診中の人は、必ずかかりつけ医の指示に従ってください。
- ・安全な減量は1カ月に1kg程度のペースです。過度な減量や食事制限は絶対に行わないでください。

問い合わせ 健康づくり推進課 ☎(28) 5520



生け垣や庭木は適切な管理を

カイツカイブキなどの生け垣や庭木の緑が伸び過ぎて道路にはみ出すと、景観を損ねるだけでなく通行の妨げとなります。

また、交差点の見通しが悪くなったり、カーブミラーを隠してしまったりするなどして、思わぬ事故の原因にもなりかねません。

敷地内の生け垣や庭木などは、早めに剪定するなど所有者が適切に管理し、人にやさしく安全で美しいまちづくりにご協力ください。

●「大阪府知事賞」を受賞

11月23日、本市と植栽管理協定を締結している「ガーデンシティコープ金剛東すみれ会」が、第7回みどりのまちづくり賞ランドスケープマネジメント部門で大阪府知事賞を受賞されました。

同会は、遊歩道において、四季折々の花を植栽することにより花の散歩道として地域に愛される道づくりやまちの環境美化に長年貢献されています。

問い合わせ 道路交通課（内線412）



対象者
①幼稚園臨時講師
幼稚園教諭免許を有する人、または3月31日(土)までに取得見込みの人

市立幼稚園臨時講師、 支援学級介助員・介添人、 特別介助員 の登録を受け付け

②支援学級介助員・介添人
幼稚園、小・中学校で、障がいのある幼児・児童・生徒の介助に関わる熱意のある18歳以上の人（介添人は小・中学校での登下校時の介添え）
③特別介助員
小・中学校で、障がいがあり医療的行為を必要とする児童・生徒の看護（看護師業務）および介助（ヘルパー業務）に関わる熱意のある18歳以上で看護師または准看護師の資格を有する人
採用 いずれも4月から採用する人を選考（面接を①は2月1日(木)、②は1月27日(土)に実施。③は書類選考と面接を随時実施）により決定

登録有効期間 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)の1年間
申し込み 1月5日(金)～、教育指導室で配布する登録申込書に必要事項を記入し、
①②は5日(金)～16日(火)、③は月～金曜日、いずれも午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く）に、同室（内線363、365）へ
※登録申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「教育委員会教育指導室」からダウンロードもできます。



女性のためのおしごと応援フェア

子育て中の女性など就職について不安のある女性を対象にセミナーと就労相談を実施します。

とき 2月15日(木)、午後1時～4時15分

ところ SAYAKAホール（大阪狭山市狭山一丁目875の1）

内容など ①セミナー第1部＝子育て期間はアイドリングタイム（午後1時～2時30分）、②セミナー第2部＝私らしさを大切に「ワンランク上のわたしプロデュース」（午後2時45分～4時15分）、③女性のための就労相談（午後1時～1時50分、午後2時～2時50分、午後3時～3時50分）

定員 ①②各30人、③各1組 ※託児あり（要予約）。

※定員に満たない場合は当日参加可。

参加費 無料

申し込み 1月9日(火)～、住所、氏名、年齢、電話番号、参加を希望する内容の番号（複数選択可、③は希望する時間）、就労の有無、託児の有無を明記し、ファクスで商工観光課〔(内線481)・FAX(26)2020〕へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

市内企業とのマッチング交流会&企業見学会

高い技術力を誇る、市内のものづくり企業。

普段は見ることのできない職場を見学したり、先輩社員と直接話をしたりすることができます。

企業と直接交流できる貴重な機会ですので、ぜひ参加ください。

とき・ところ 2月8日(木)、午前9時＝市役所集合、午前9時15分＝レインボーホール（市民会館）集合

※午後0時30分ごろ集合場所で解散予定。

訪問先 ㈱小寺製作所（金属加工業）、㈱大市珍味（食料品加工業） ※訪問先まではバスで移動。

対象者 子育て中の女性

定員 10人 ※託児あり（要予約）。

参加費 無料

申し込み 1月9日(火)～、**WAVE**（☎06(6341)8500）へ（申し込み先着順）※ホームページ〔http://waveitd.co.jp/tondabayashi〕からも申し込みできます。

問い合わせ 商工観光課（内線481）



男女共同参画特集

「パタハラ」を知っていますか？



働く女性が妊娠や出産などをきつかけに嫌がらせを受けたり、不利益な取り扱いを受けたりすることを「マタニティーハラスメント(マタハラ)」といいます。働く男性が父親としての役割を果たそうとするときに受ける嫌がらせなどを意味する言葉があるのをご存じでしょうか。

「パタニティー(父性)ハラスメント(パタハラ)」といいます。

■どんなことがパタハラ？なぜ起こるの？

パタハラは、主に職場で起こります。具体的には、「男性社員に育児休業などの子育て支援制度の取得を認めない」「子育てのための制度を利用した場合に、重要な仕事から外したり、降格させたり、情報共有をしなかったりする」などです。パタハラの原因は、今まさに子育てをする世代と、上司にあたる世代では、男性の社会的な役割の捉え

方や、家事育児などへの参画意識などのギャップが大きいことが原因として考えられます。また、子育てのための制度を利用した人をフォローする体制が十分に整っていないことなどで、そのしわ寄せで迷惑を掛けられていると考える同僚から、パタハラを受けることもあります。

■男性も育児休業の取得を

育児に積極的に関わろうとする男性を指す「イクメン」も一般的な言葉になり、表向きは、男性も育児をすることが当たり前のような風潮ができています。ところが、家庭における子育ての主体はあくまで女性であり、男性は外で仕事をすればよいと考える「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識が根強いことも否定できません。それを示すのが、厚生労働省が発表した平成28年度の育児休業取得率で、女性の取得率が81・8割に対

し、男性はわずか3・16割です。また、「子育てに主体的に関わりたい」と希望するものの、長時間労働やパタハラ、職場の雰囲気などで実際に希望通りに関わることはできず、理想と現実の悩む男性もいます。そのため、仕事と生活の両立に理解のある経営者や管理職を増やす取り組みや、男性の

育児休業の取得促進といった、企業による男性の育児を支援する動きが少しずつ増えてきています。 ■パタハラをなくすために マタハラやパタハラをなくし、女性も男性も働きながら子育てしやすい社会の実現に向けて、国においても法改正などの取り組みが進められていますが、それとともに重要な鍵を握るの

が社会全体の意識改革です。「パタハラ」は、「男性」「お父さん」「子育て世代」だけの問題ではありません。誰もが当事者意識を持ち、男性も当たり前に子育てをすることができ、多様性を認め合う社会をつくっていきましょう。 問い合わせ 人権政策課 (内線474)

男女共同参画フォーラム「男女が共に生きやすい社会を！」 ~もっと元気にもっと楽しく生きるためのパートナーシップのススメ~

男女が性別による固定的な役割分担に捉われず、それぞれの個性と能力を十分発揮できるような社会づくりをめざして、同フォーラムを開催します。気軽にお越しください。

とき・内容 1月20日(土)、①分科会=午前9時30分~11時30分、②講演会=午後1時20分~3時

ところ すばるホール **参加費** 無料

①分科会 (内容・定員など)

■檜野 政子さん(女性史総合研究会会員)と学生らによる講演とパネルディスカッション「石上露子の時代と『良妻賢母思想』」(定員40人、申し込み先着順) ※申し込みは、1月7日(日)~、石上露子を語る会(☎(24)7127)へ。

■橋本 智子さん(弁護士)による講演「男女が共に安心して暮らせる地域を!! ~家庭教育支援法(案)親子断絶防止法(案)ってなあに?本当に必要なの?~」(定員40人、申し込み先着順)

※申し込みは、1月6日(土)~、増永さん(富田林の女性問題を考える会)(☎090(1956)9448)へ。

②講演会 (内容・定員など)

超高齢化社会を迎えた日本で、より元気に楽しく生きていくために重要な、身近な人とのより良いパートナーシップの築き方の秘訣を教えます。

■石蔵 文信さん(大阪大学招聘教授)による講演「もっと元気に もっと楽しく生きるためのパートナーシップのススメ」(定員200人、当日直接会場へ)

※②は手話通訳・要約筆記あり。

※男女共同参画センターウィズ登録団体のパネル展示も開催。

※いずれも託児あり(定員各5人程度、おおむね2歳~就学前の幼児対象、①は1月9日(火)~15日(日)に人権政策課(内線474)へ(申し込み先着順)、②は当日直接会場へ)。

問い合わせ 人権政策課(内線474)

